

第4回定例会会議録

平成30年12月 7日（金）

開 議 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（小井土哲雄君） これより、平成30年第4回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は13名であります。仁科英一議員、所用のため欠席の届け出がありました。

理事者側は全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――諸般の報告―――

○議長（小井土哲雄君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） 諸般の報告。

平成30年12月7日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案14件、報告1件が提出されています。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情4件が提出され、受理しました。

4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般質問通告者は、市村千恵子議員ほか6名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次ページからは監査委員の例月出納検査、定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

――― 日程第2 会期決定 ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営副委員長より報告を求めます。

古越 弘 議会運営副委員長。

（議会運営副委員長 古越 弘君 登壇）

○議会運営副委員長（古越 弘君） 議会運営委員長報告書。

それでは、報告いたします。

11月29日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成30年第4回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について、審議日程等を決定したので報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案14件、報告1件の計15件であります。

一般質問の通告者は7名であります。

9月定例会以降提出された陳情が4件あり、受理いたしました。

これにより会期は、本日から12月17日までの11日間と決定いたしました。

次に、審議日程につきまして、書類番号1、14ページをご覧ください。

会期及び審議日程表により説明をいたします。

平成30年第4回御代田町議会定例会、会期及び審議予定表。

第 1 日目 12月 7日 金曜日 午前10時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集の挨拶

議案上程、議案に対する質疑

議案の委員会付託

第 2 日目 12月 8日 土曜日

議案調査

第 3 日目	1 2 月 9 日	日曜日		議案調査
第 4 日目	1 2 月 1 0 日	月曜日	午前 1 0 時より	一般質問
第 5 日目	1 2 月 1 1 日	火曜日	午前 1 0 時より	一般質問
第 6 日目	1 2 月 1 2 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日目	1 2 月 1 3 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日目	1 2 月 1 4 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	1 2 月 1 5 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	1 2 月 1 6 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	1 2 月 1 7 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会であります。

続いて、各常任委員会、全員協議会等の会場、時間について報告いたします。

1 5 ページをお願いします。

常任委員会開催日程

常任委員会

総務福祉文教常任委員会

1 2 月 1 2 日 水曜日 午前 1 0 時より委員会室 1

1 2 月 1 3 日 木曜日 午前 1 0 時より委員会室 1 で行います。

町民建設経済常任委員会

1 2 月 1 2 日 水曜日 午前 1 0 時より委員会室の 2

1 2 月 1 3 日 木曜日 午前 1 0 時より委員会室の 2 で行います。

次に、全員協議会の開催日程です。

1 2 月 1 4 日 金曜日 午前 1 0 時より委員会室 1 ・ 2 で行います。

以上で報告を終わります。

○議長（小井土哲雄君） ただいま議会運営副委員長から報告のありましたとおり、本日より 1 2 月 1 7 日までの 1 1 日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 1 2 月 1 7 日までの 1 1 日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

2番 荻原謙一議員

3番 茂木重幸議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第4 議会招集の挨拶を求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中にもかかわらず御参集を賜り、平成30年第4回御代田町議会定例会が開会できますことに心から感謝を申し上げます。

初めに、産業振興及び観光振興について報告します。

日穀製粉株式会社軽井沢工場につきましては、平成20年にやまゆり工業団地に進出してそば茶の生産を開始され、平成25年に資材置き場を増築、その後も順調に事業が推移しているとのことです。丸10年を経過した本年、地域経済牽引事業計画が長野県の承認を受けたこともあり、地域総合整備資金を活用して第2工場を新築していただきました。

この第2工場の主な目的は、松本にある本社工場でのそば茶生産に必要な工程を軽井沢工場に集約し、工程を効率化することにより、生産性の向上と歩どめの改善を図ることとされています。

具体的には、そば茶の原材料となるそば米の製造と加工の工程を第2工場に移設し、集約することにより、原料処理から製造、商品化までの工程が一貫、一元化されるというものです。これまでの生産効率が大幅に向上し、さらには高水準の食品衛生管理体制が確立されるとのことです。

町内で作付された玄そばを初めとする高級かつ希少な長野県産ソバ、韃靼そばを活用したそば米、そば茶を供給し、市場の開拓、拡大を図るとともに、地産地消を

推進するという高い目標のもとに進んでいる計画です。既に第2工場は完成し、本社工場から設備も移設されており、後は本格的な稼動を待つばかりとなっています。

シチズンファインデバイス株式会社御代田事業所についてですが、平成29年6月に佐久市への完全移転を済ませたシチズン時計マニュファクチャリング株式会社の跡地について、幹線道路から目立つため、町としましては整地された後の利活用が気になっていました。10月23日にシチズンファインデバイス株式会社御代田事業所による新たな施設の建設計画があるとの情報を得ました。具体的な業務内容や規模などにつきましては、現在、公表を差し控える段階ですが、ようやく利活用の見通しが立ち、ほっとしているところです。

また、濱野皮革工藝株式会社軽井沢工場が現在建てかえを検討されていますので、引き続き協力体制をとってまいります。

これからも定期的に企業訪問を行って、企業との信頼関係を強化するとともに、企業の進める新たな事業計画をいち早くつかんで、町として積極的に対応してまいります。

現在、町内企業による事業拡大の計画や町の良好な環境にひかれて創業を検討している企業があります。当町の工業系の用途地域は既に飽和状態にあり、こうした企業の動きに迅速な対応が困難となっていることから、町としての受け入れ態勢の整備が大きな課題となっています。町内全域に目を向け、移住、定住の促進に欠かさない良好な住環境を将来にわたって保全していくという重要な課題とあわせて、バランスのとれた今後の土地の利用計画の検討を進めていく必要があります。

次に、御代田町商工会による顔出しパネルの設置につきましては、恒例となりました商工会のイルミネーション点灯式が12月4日に行われ、ことしも冬の御代田駅前が色鮮やかに彩られています。

御代田町商工会は、これまでも観光協会などと連携し、当町の観光振興につながる取り組みをしていただいています。今年度はまちづくり事業支援金を活用して、記念写真撮影用の顔出しパネルを設置していただくこととなりました。当町にお越しいただいたお客様が記念撮影用に使っていただくこととなります。町民の皆様にも多くの御利用と写真の拡散をお願いいたします。

次に、学校教育及び文化財の関係ですが、まず、小学生へのヘルメットの導入につきましては、登下校時における交通事故や自然災害等からの安全対策として、登

下校用のヘルメットを導入することとしました。議員の皆様を初め、保護者の皆様や学校からの御意見、御要望を踏まえ、まずは来年4月から入学する新1年生を対象として導入を始めます。その後は段階的に導入することとし、将来的には全学年の児童が登下校時にヘルメットを着用することで児童の安全対策を図ってまいります。

次に、縄文土器の長野県宝指定につきましては、豊昇地区の宮平遺跡から出土していた当町の有形文化財釣手土器が、去る9月27日に長野県宝に指定されました。これまで埋蔵文化財に関しては、1点ごと、あるいは遺跡ごとに指定されてきましたが、今回は初めて市町村の枠組みを越え、茅野市、塩尻市など、県内18市町村の遺跡から出土した158点の土器が信州の特色ある縄文土器として包括的に指定され、このうち佐久地域からは御代田町と川上村の縄文土器が選ばれました。

浅間縄文ミュージアムでは、この県宝指定を記念して、調査報告書の作成やフォーラムの開催を予定していますので、その際には多くの皆様にご覧いただきますよう、お願いいたします。

さて、本定例会に提案しました案件は、専決処分事項の報告1件、人事案3件、事件案1件、条例案5件、補正予算案5件の計15件です。

専決処分事項の報告1件につきましては、町道で発生しました車両損傷事故の示談が成立しましたので、全国町村会総合賠償補償保険により、修理費の補償について専決処分をさせていただきました。

人事案の3件につきましては、1件目の固定資産評価審査委員会委員の選任については、現在当町は3名の委員を選任していますが、そのうち1名の任期が本年12月31日をもって満了となります。平成28年から選任している方を引き続き再任として選任したいため議会の同意を求めるものです。

2件目の教育長の任命については、本年12月20日をもって櫻井雄一教育長の任期が満了となります。櫻井教育長には通算して7年8カ月という長きにわたって教育長という要職を担っていただきましたが、このたびの任期をもって退任されることとなりました。本当にありがとうございました。後任となる新たな教育長を任命したいため、議会の同意を求めるものです。

3件目の教育委員の任命については、現在、当町4名の教育委員を任命していますが、そのうち2名の任命が必要となりました。1人目は、本年12月14日をも

って教育委員の任期が満了となります。平成28年から任命している方を引き続き任命したいため議会の同意を求めるものです。2人目は、前の議案によって教育委員に欠員が生じることとなりますので、新たに任命したいため議会の同意を求めるものです。

事件案の1件につきましては、株式会社ひらまつのホテル建設計画に伴い、ホテルの敷地内となる既存の町道の一部を廃止し、それにかわる1路線を新たに認定するものです。

条例案の5件につきましては、1件目の御代田町人権啓発センター設置条例を廃止する条例案は、役場新庁舎での業務開始に伴い、保健福祉課を新庁舎内に統合したため、人権啓発センターが空き施設となりました。厚生労働省及び長野県との協議が整い、今後の有効活用を図るため本条例を廃止するものです。

2件目の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、前議案によって人権啓発センター設置条例を廃止することに伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬を定めている別表のうち、人権啓発センター運営委員会の委員の項を削るための一部改正するものです。

3件目の御代田町介護保険条例の一部改正案は、現在国の規則で定められている低所得者層の介護保険料の軽減制度を本条例の中でも明文化するため一部改正するものです。

4件目の御代田町保育料徴収条例の一部改正案は、地方税法及び子ども・子育て支援法施行令が一部改正されたことに伴い、政令指定都市に住所がある世帯の不利益及び未婚のひとり親世帯の不利益を解消するため一部改正するものです。

5件目の御代田町営水道条例の一部改正案は、現在別荘など季節使用のメーターは3月と10月の年2回検針していますが、3月の検針時には積雪による支障を来しているので、検針時期を変更するため一部改正するものです。

補正予算案の5件につきまして、平成30年度一般会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ999万円を増額し、合計で65億9,918万円とするものです。

歳入の主な内容は、児童手当過年度分の国庫負担金、障害児通所給付費に係る国及び県負担金、乳幼児等医療費県補助金など、国及び県支出金1,351万円の増額を計上したほか、補正予算の財源として留保していた前年度繰越金3,779万円を増額計上しました。

また、来年3月に第1回目の償還を予定していた地域総合整備資金の貸し付け事業について2年間の据え置き期間を設けたことにより、1,800万円全額を減額し、町債では、ハートピアみよたの設備改修工事に充てる予定で計上していた公共施設等適正管理推進事業債について、県との協議の結果により3,970万円の減額を計上させていただきました。

歳出の主な内容は、総務費では、来年度に工事実施を予定している旧役場庁舎の解体工事実施計画委託料1,000万円の増額、民生費では、障害者や子どもなどの福祉医療経費として1,602万円の増額、利用者の増加に伴う障害児通所給付費360万円の増額をそれぞれ計上しています。

農林水産業費では、農業者の支援として、経営体育成支援事業補助金273万円、教育費では、新小学1年生の通学用ヘルメット購入経費44万円、宮平遺跡の釣手土器が県宝に指定された記念事業の開催費など博物館運営費127万円の増額を計上しています。

また、公債費では、地域総合整備資金の貸付元金1,800万円の減額とあわせて8月に実施された交付税検査の結果による繰上償還金170万円の増額により、差し引き1,630万円の減額補正をお願いしました。

特別会計では、国民健康保険特別会計で、退職被保険者等医療費の増額、介護保険事業勘定特別会計で保険給付費の増額、後期高齢者医療特別会計で、特別徴収保険料の増額、公共下水道特別会計で町単独管路施設工事等の増額などにより、4会計で総額1,706万円の増額補正を計上しました。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議をいただき、原案どおりの御採決をお願いいたしますようお願いを申し上げまして、平成30年第4回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（小井土哲雄君） これより、議案を上程します。

―――日程第5 報告第5号 専決処分事項の報告について

（町道上ノ林大久保線での車両損傷事故に係る損害賠償について）―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第5 報告第5号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書4ページをお願いいたします。

専決第12号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、町道上ノ林大久保線での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、平成30年9月13日に専決させていただきましたので、御報告いたします。

事故発生日時 平成30年8月27日 午後11時ごろ

事故発生場所 御代田町大字御代田3928番4先(町道上ノ林大久保線)

場所につきましては、次の5ページの位置図をご覧ください。

事故の概要 被害者が町道上ノ林大久保線を南方向へ走行中に大きな衝撃を受け、車両からおりて状況を確認したところ、路肩水路のグレーチングのふた(幅60cm、長さ100cm)が外れており、接触した左前輪のタイヤがパンクし、ホイールキャップも破損していた。当時は深夜のため暗く、降雨により視界不良であった。局地的な短時間雨量により、路肩水路のグレーチングのふたが内圧により外れたために起きた事故でございます。被害者、運転者には、けがはございませんでした。

損害賠償額 3万8,804円

こちらは全国町村会総合賠償補償保険、こちらで対応させていただきまして、平成30年9月21日に支払いは済んでおります。

なお、内圧により浮上したグレーチングにつきましては、ボトルどめをしてございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第6 議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第6 議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の6ページをお願いいたします。

議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方自治法の規定により、議会の同意をお願いいたします。

記

住 所 御代田町大字御代田3818番地3

氏 名 大井秀夫

生年月日 昭和28年11月27日、65歳でございます。

再選任となります。

当町は、地方税法の規定に基づき3名の委員を選任しております。そのうち1名の任期が本年12月31日をもちまして満了となるため、同人を再任するものでございます。

大井氏は、平成28年3月14日から現在まで本委員に選任されており、学識経験も豊富であるため、引き続き2期目の選任について議会の同意をお願いいたします。

同意をいただければ、新たな任期は来年1月1日から平成33年、新元号の3年12月31日までの3年間となります。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第7 議案第77号 教育長の任命について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第7 議案第77号 教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) 議案書の7ページをご覧ください。

議案第77号 教育長の任命について

下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いいたします。

住 所 御代田町大字塩野1298番地

氏 名 茂木伸一

生年月日 昭和30年7月29日、63歳でございます。

平成30年12月7日 提出

御代田町長

去る11月7日に開催されました議会全員協議会で説明しましたとおり、本年12月20日をもって櫻井雄一教育長の任期が満了となります。

櫻井教育長には、通算して7年8カ月という長きにわたって教育長という要職を担っていただきましたが、このたびの任期をもって退任されることとなりました。

後任として茂木伸一氏を教育長として任命したいため、議会の同意を求めるものです。

茂木氏は信州大学を卒業後、昭和53年4月から長野市篠ノ井西中学校に教諭として新任勤務以来、平成28年3月に佐久市立浅間中学校の校長を最後に定年退職されました。退職後は信濃教育会の総務部長を務めておられます。平成28年4月から現在まで、御代田町教育委員として同氏を任命しており、当町の教育行政の発

展に御尽力をいただいているところです。

茂木氏は、長年にわたって教育現場で御活躍され、学校教育の指導、生涯学習ともに豊富な経験を有しており、人格、識見ともに適任者でございます。

議会の同意がいただけましたら、任期は平成30年、本年12月21日から平成33年、新元号3年となります12月20日までの3年間となります。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第77号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第77号 教育長の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第8 議案第78号 教育委員の任命について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第8 議案第78号 教育委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の8ページをご覧ください。

議案第78号 教育委員の任命について

下記の者を教育委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いいたします。

記

お1人目ですが、

氏 名 中山梨恵子
住 所 御代田町大字馬瀬口 2 0 5 0 番地 1
生年月日 昭和 4 1 年 5 月 2 1 日、5 2 歳でございます。
再任命となります。

お 2 人目は、

氏 名 屋代 司
住 所 御代田町大字草越 1 1 7 3 番地 1 2 6 5
生年月日 昭和 3 8 年 8 月 8 日、5 5 歳でございます。
こちらは新任となります。

平成 3 0 年 1 2 月 7 日 提出

御代田町長

本案も、去る 1 1 月 7 日に開催されました議会の全員協議会で説明しましたとおり、お 1 人目の中山氏につきましては、本年 1 2 月 1 4 日をもって教育委員の任期が満了となります。平成 2 8 年 1 2 月から現在まで教育委員に任命されており、当町の教育行政の発展に御尽力をいただいているところです。

2 期目の再任命となりますので、主な経歴等の説明は省略いたしますが、学校教育の指導、生涯学習ともに豊富な経験を有しており、人格、識見とも適任者でございます。議会の同意がいただければ、新たな任期は平成 3 0 年 1 2 月 1 5 日から平成 3 4 年 1 2 月 1 4 日までの 4 年間となります。

お 2 人目の屋代 司氏につきましては、前の議案によります議案第 7 7 号によって教育委員に欠員が生じることとなりましたので、新たに任命をするものでございます。

屋代氏は東海大学大学院の修士課程を終了後、平成 2 年 2 月から神奈川県立保活高等学校に非常勤講師として新任勤務以来、函嶺白百合学園中学高等学校の専任教諭などを務められ、平成 1 1 年 9 月にはニュージーランド国立オークランド大学大学院の博士課程を終了後、平成 1 5 年 4 月まで同大学の研究員や非常勤講師として教鞭をとられました。平成 1 5 年 8 月から大阪市立大学の特別研究員、平成 1 8 年 9 月からオマーン国立スルタン・カブース大学の非常勤講師などを歴任され、帰国後、本年 6 月から独立数学研究所の代表として数学の研究や家庭教師、また本年 7 月からは長野県の学習支援協力員に任命され、生活困窮家庭における学習支援な

ど、幅広い教育活動を行っておられます。

屋代氏は、長年にわたって教育現場で御活躍され、学校教育の指導、生涯学習ともに豊富な経験を有しており、人格、識見ともに適任者でございます。議会の同意がいただけましたら、新たな任期は平成30年12月21日から、こちらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の特例によりまして、平成33年12月14日までの3年間となります。

以上のとおり、お二方の任命について御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第78号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第78号 教育委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第9 議案第79号 町道の一部廃止路線及び新規路線の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第9 議案第79号 町道の一部廃止路線及び新規路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の9ページをお願いいたします。

議案第79号 町道の一部廃止路線及び新規路線の認定について

町道の路線を下記のとおり設定したいので、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

一部廃止路線の位置につきましては、次の10ページの位置図をご覧ください。

路線名、狸窪古城線、起点、御代田町大字塩野字広島 2 9 4 番 3 先、終点、御代田町大字塩野字塩野山 3 7 5 番 3 8 2 先、延長 4 4 7.3 m、幅員 2.5 m、路面、未舗装、理由、ホテル建設に伴う一部廃止するものでございます。

現在、狸窪古城線の全延長は 9 5 4.3 m で、今回 4 4 7.3 m の区間について廃止いたします。廃止後の延長は 5 0 7 m となり、当路線の終点の位置が変更となります。

新規認定路線の位置につきましては、次の 1 1 ページの位置図をご覧ください。

路線名、古城塩野山線、基点、御代田町大字塩野字塩野山 3 7 5 番 3 8 2 先、終点、御代田町大字塩野字塩野山 3 7 5 番 7 2 4 先、延長 2 0 9 m、幅員 2.5 m、路面、未舗装、理由、新規路線狸窪古城線の一部廃止に伴う代替路線でございます。

町道御代田連絡線を起点に狸窪古城線の廃止路線の一部とホテル建設地東端の町有地の一部が現況道路として耕作者及び山林所有者が利用していることから、公図上の道、赤線までを町道として認定するものでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 1 0 議案第 8 0 号 御代田町人権啓発センター設置条例を

廃止する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 1 0 議案第 8 0 号 御代田町人権啓発センター設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の 1 2 ページをご覧ください。

議案第 8 0 号 御代田町人権啓発センター設置条例を廃止する条例案について、

別紙のとおり提出いたしますので、議会の議決をお願いいたします。

平成30年12月7日 提出

御代田町長

本案につきましては、役場新庁舎での業務開始に伴いまして、保健福祉課を新庁舎内に統合したため、人権啓発センターが空き施設となりました。かねてより小諸・北佐久シルバー人材センター及びNPO法人はつらつサポーターから同施設の利用について要望があったため、厚生労働省及び長野県と財産処分について協議を続けてまいりました。

去る10月31日に財産処分の承認を得られたため、人権啓発センター設置条例を廃止して、行政財産から普通財産へと用途を変更します。今後も引き続き福祉事業の拠点として利活用し、国、県の補助金返還の対象とならないため、施設の使用料は無料といたします。ただし、光熱水費等の維持管理費は両者に御負担していただきます。

附則としまして、本年11月1日から遡及適用して設置条例を廃止するものでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第11 議案第81号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第11 議案第81号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の14ページをお願いいたします。

議案第81号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成30年12月7日 提出

御代田町長

本条例の一部改正につきましては、前の議案によりまして人権啓発センター設置条例を廃止することに伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬額を定めている別表につきましては16ページの新旧対照表のところに一部抜粋して掲載してまいります。この項、別表のうち、人権啓発センター運営委員会の委員という項を削るものでございます。

本案も附則としまして、本年11月1日から遡及適用するものでございます。

次の15ページは改め文で、16ページは新旧対照表となっております。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第12 議案第82号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案に

ついて―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第12 議案第82号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書17ページをお願いいたします。

議案第82号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について、御代田町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものでございます。

平成30年12月7日 提出

御代田町長

18ページをお願いいたします。御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案でございます。

改正理由でございますが、介護保険料は所得段階を9段階に分けて、被保険者の介護料を算出しております。

第1段階の被保険者の介護料を算出する際に、基準額に調整率を0.5掛けていますが、本来の調整率は所得の低い被保険者の保険料の負担軽減を図るという国の制度によりまして0.45となっております。差額である0.05につきましては、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1負担する仕組みとなっております。今後、消費税率の引き上げ等に伴いまして、国庫負担金の算定方法が変わる可能性もあることから、条例には、本来の調整率を掛けた保険料額を示した上で、軽減が図られる旨を記載する必要があるため、御代田町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

18ページは改正文でございます。

また、19ページの新旧対照表もあわせてご覧ください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第13 議案第83号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第13 議案第83号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀町民課長。

(町民課長 内堀淳志君 登壇)

○町民課長(内堀淳志君) 議案書の20ページをご覧いただきたいと思います。

議案第83号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出いたします。

平成30年12月7日 提出

御代田町長

こちらにつきましては、改正理由でございますが、平成29年度の地方税法の改正及び未婚のひとり親に係る寡婦公助のみなし適用について平成30年9月1日付で子ども・子育て支援法施行令等が改正となったことに伴う条例改正でございます。

改正の概要でございますけれども、条例の第4条の2項の改正と4条に3項を追加するものでございます。

2項につきましては、地方税法改正によりまして、都道府県から政令指定都市へ個人住民税所得割の税率2%相当分が税源移譲をされました。これに伴いまして、政令指定都市と他の市町村で適用される税率が異なることになりました。政令指定都市に居住されている方に不利益が生じないように、政令指定都市から御代田町に1月1日以降に転入された方の不利益が生じないように、税源移譲前の税率により利用者額を旧税率により利用者負担額の計算をするための改正でございます。ですので、御代田町に住所があったとみなして、税率を改正するものでございます。

3項目の追加につきましては、税制上、婚姻を前提とする寡婦と未婚のひとり親の扱いに差があることで、福祉サービスの負担金等の額が異なり、未婚の母に不利益な状況となっております。

そのため、地方税法上の寡婦控除が適用をされたものとみなして、利用者負担額の階層区分を決定する際に、市町村民税の所得割を計算するための特例を求めるものでございます。母と申しましたけども父についても適用となる予定です。

こちらにつきましては、交付の日から施行し平成30年9月1日から遡及適用をお願いするもので、法令にあわせて遡及適用をお願いするものでございます。

21ページにつきましては、改正案となっております。

22ページは、みなし適用の申請書の様式となっております。

23ページ以降につきましては、新旧対照表でございますのでご覧いただきたい
と思います。

以上のとおり御審議のほうお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番です。

1点ほどお聞きいたします。今回、この未婚の母子、父子家庭の保育料を寡婦控
除を充用してみなし適用するという内容でありますけれども、当町においては対象
となる世帯はどのぐらいいらっしゃるのか。

また、9月1日からの遡及適用ということでありますけれども、周知の方法はど
のようにするのか。

また、国が実施するとのことですので、その財政措置等は負担割合ですか
ね、どのようになっているのか。その点についてお願いしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

○町民課長（内堀淳志君） お答えさせていただきます。

みなし適用につきまして、御質問の対象世帯についてですけれども、こちらのほ
う、戸籍等の確認をしなければならないということになっております。個人情報の
関係もありまして、現状では正確な数については把握できていないところでござい
ます。

しかしながら、現在、保育園を利用している世帯、ひとり親認定されている世帯
につきましては、現在21世帯、子どもの数で23名在園しております。そのうち
の数世帯程度が対象になるのではないかと見込んでいるところでございます。

周知方法につきましてですけれども、来年1月の保育料の納付書を送付する際に、
ひとり親世帯に対しまして、みなし適用についての説明のチラシを同封する予定で
ございます。

当初、9月の保育料納付書と一緒に同封しようかというふうに考えておったんで
すけれども、条例改正等も済んでいないというような状況もあったり、事務手続き
の関係もありまして、ちょっと遅くなってしまったんですけれども、来年1月の保
育料納付書と同封して行う予定でございます。

今議会で保育料徴収条例の改正をお認めいただけましたら、施行日、先ほど御説明したとおり、30年9月の遡及適用をさせていただきますので、申請があった場合は9月1日に遡及して保育料のほうを算定させていただくことになりますのでお願いいたします。

財政措置につきましては、今のところ国による財政措置があるとは聞いてございません。

○議長（小井土哲雄君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 国のほうからはこれに対する、減額するということになるので町が負担する部分だと思うんですけど、その財政措置というのはないんですか、この子ども・子育て支援金みたいなのは違うんですかね。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

○町民課長（内堀淳志君） 子ども・子育て支援の補助金等ございますので、その中に含まれてくるかもしれません。これ単独でということは、ちょっと今、把握しておりませんので、もう一度、確認しましてお知らせしたいと思います。すみません。

○議長（小井土哲雄君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） わかりました。それで、今回、条例改正が必要な保育料ということで出てきているわけですが、この寡婦控除、未婚の母子、父子の家庭における寡婦控除適用ということなので、ひょっとしたらほかの施策の中、事業の中にも適用できるものがあるのではないかというふうに思うんですけども、この点についてはどうでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

○町民課長（内堀淳志君） 町民課におきまして、保育料のほか、みなし適用につきましては児童手当が該当しているところでございます。ほかの町の中の行政については、ちょっとうちのほうで把握していませんので、そのように、町民課ではということをお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第84号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案に

ついて―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第14 議案第84号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書28ページをお願いいたします。

議案第84号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について、御代田町営水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

平成30年12月7日 提出

御代田町長

改正の理由です。

現在、既設使用の方の検針を年2回、3月と10月に行っております。3月1日の基準日では降雪の時期と重なるため、積雪、根雪の状況により検針作業に時間を要することから、基準日を5月1日に変更するものでございます。

あわせて、事務の効率化を図り10月1日の基準日の検針日を11月1日基準日へ変更いたします。

附則といたしまして、周知期間を考慮し、平成31年4月1日から施行し、平成31年度に限り冬季分については経過措置を設けるものでございます。

次の29ページは改め文で、30ページは新旧対照表でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。

（午前10時56分）

（休 憩）

(午前 11 時 10 分)

○議長（小井土哲雄君） 本会議を再開します。

内堀町民課長より発言が求められておりますので、これを許可します。

内堀町民課長。

○町民課長（内堀淳志君） お時間いただき、ありがとうございます。

先ほど、市村議員から御質問のありました財政措置についてなんですけれども、大変申しわけございません、単独の財政措置のことばかり考えておりました、そちらのほうで答えてしまいました。みなし適用を適用した際には、今も保育料の部分、国・県からいただいておりますけれども、その子ども・子育て教育・保育給付費交付金の中に含まれるということになっております。

負担率につきましては、国 2 分の 1、県 4 分の 1 ということになっております、残りについては一般財源ということによりましてお願いいたします。

―――日程第 15 議案第 85 号 平成 30 年度御代田町一般会計補正予算案（第 4 号）
について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 15 議案第 85 号 平成 30 年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の 31 ページをお開きください。

議案第 85 号 平成 30 年度御代田町一般会計補正予算案について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 30 年度御代田町一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

平成 30 年 12 月 7 日 提出

御代田町長

次の一般会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 30 年度御代田町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ999万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億9,918万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、資料番号1のほうで説明をさせていただきます。

それでは、平成30年度の一般会計補正予算の内容につきまして御説明をさせていただきます。

歳入であります。主なもののみ紹介をさせていただきます。

款13項使用料及び手数料、項1使用料、100万円の増額をお願いしております。こちら博物館の入館料の増額でございまして、10月末の時点で本年度予算額、達成をしております。増額をするものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、601万4,000円の増です。児童手当の負担金、平成29年度分、372万5,000円の増、また障害児通所給付費等の負担金、180万2,000円の増額をお願いしております。

款15県支出金、項1県負担金、229万6,000円の増額でございます。後期高齢者保険基盤安定負担金としまして115万2,000円、国庫でも説明しました障害児の通所給付費の県分の負担金としまして90万1,000円の増であります。

項2県補助金、540万3,000円の増額です。乳幼児等の医療費の補助金としまして340万5,000円、経営体育成支援事業補助金としまして273万6,000円の増、また地域発元気づくりの支援金、190万円を減額してございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、911万5,000円の増です。こちら役場庁舎の整備基金の繰入金でございまして、旧役場庁舎の解体の設計に充当するものでございます。

款19繰越金は、3,779万9,000円の増額です。前年度の繰越金、増額をお願いしております。

款 20 諸収入、項 3 貸付金元利収入、1,800 万円の減額です。こちら地域総合整備資金の償還金として1,800 万円、減額でございます。こちらの減額につきましては、元金の償還据え置きなしの10年償還で計画をしておりました地域総合整備資金の貸し付け事業でございますが、貸し付け先より、2年据え置き、15年償還で変更してほしいという要望がありまして、償還元金収入を全額減額するものでございます。なお、貸し付けにつきましては、来月、1月に予定をしているところでございます。

続きまして、項 4 雑入、626万3,000円の増額でございます。消防救急デジタル無線整備工事の返還金としまして、564万円の増額をお願いしております。こちらは佐久広域連合で実施しました消防救急無線デジタル化整備に係る市町村負担金につきまして、剰余金等が発生しまして返還されるものでございます。

款 21 の町債であります。3,970万円の減額であります。公共施設等適正管理推進事業債の減額、3,970万円であります。こちらはハートピアの設備改修に充てるものでございましたが、本年度、個別施設計画を策定しまして、公共施設適正管理推進事業債を借りることで、これまで調整をしておりましたが、今回の改修につきましては、この事業債、該当することができないという指摘がございまして、全額減額するものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。歳出の主なものを御説明させていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、715万6,000円の増額でございます。旧役場庁舎の解体工事の設計委託料1,000万円の増額です。

項 2 の徴税费、58万9,000円の増でございます。税条例わがまち準則作成業務委託料としまして30万3,000円の増、臨時職員の賃金としまして28万6,000円の増額をお願いしております。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、205万円の増額でございます。障害者児の医療費、530万5,000円の増額ですが、上半期実績の増によりまして増額をお願いしております。

項 2 児童福祉費、2,076万3,000円の増額でございます。こども医療費で766万1,000円の増です。こちら障害者児の医療費と同様、上半期実績増によりまして増額をお願いしております。児童手当の交付金の返還金としまして

372万6,000円の増額をお願いしております。それと、障害児通所給付費としまして360万5,000円の増、利用者数の増に伴いまして増額をお願いしております。

款4衛生費、項1保健衛生費、223万7,000円の増でございます。新エネルギー導入奨励金としまして200万円の増を計上させていただきました。

款6農林水産業費、項1農業費、203万7,000円の増でございます。農業者支援でございます経営体育成支援事業補助金、273万6,000円の増額をお願いしております。

項3農地費、48万5,000円の増でございます。こちら土地改良連合会町村割負担金13万8,000円の増でございます。

款8土木費、項4都市計画費、277万円の減です。公共下水道特別会計の操出金で184万4,000円の減、また住宅耐震改修補助金、100万円予定して計上しておりましたが、申請取り下げということで、100万円の減でございます。

項5住宅費、17万2,000円の増でございますが、町営住宅の修繕工事としまして、33万5,000円の増額をお願いしております。

款9消防費では、231万2,000円の減額です。佐久広域連合の負担金の減額のほか、消耗品の消防資機材としまして22万1,000円の増額をお願いしております。こちらは消火栓器具箱内の資機材盗難によりまして増額補正をお願いしております。

3ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、35万5,000円の増額でございます。消耗品費で通学用のヘルメット、来年度新入生のヘルメットの購入費ということで44万2,000円、計上をさせていただいております。

小学校費では50万9,000円の増ということで、臨時職員賃金60万円の増額、また北小学校自動車借り上げ料としまして24万9,000円の増でございます。こちら南・北小学校で金管バンド東海大会に出場して、以前、増額をお願いしておりましたが、北小学校におきましては東日本大会出場が決定しておりまして増額をお願いするものでございます。

項3中学校費、630万5,000円の減額でございます。エアコン・扇風機の設置工事が入札差金によりまして、600万5,000円の減額でございます。

項4 社会教育費、342万7,000円の増でございます。こちら博物館の運営費としまして、127万6,000円の増でございます。町長挨拶にもありましてとおおり、宮平遺跡の土器が長野県宝に指定されまして、記念フォーラム等の実施経費等でございます。

款12 公債費では、1,630万円の減額でございます。先ほど歳入でも御説明をしました地域総合整備資金の償還金1,800万円の減額に合わせまして、本年8月、交付税検査時に実施をされました起債事業実施状況調査におきまして、指摘のありました事業について、170万円の繰り上げ償還の増額をお願いしまして、合わせて、差し引き1,630万円減額をするものでございます。

予算書の5ページにお戻りいただきまして、第2表の地方債補正でございます。変更の補正でございます。起債の目的、公共施設等適正管理推進事業債につきまして、補正前の限度額1億3,630万円を3,970万円減額をしまして、補正後の限度額を9,660万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じで、変更ございません。

説明は以上です。よろしく御審議いただくよう、お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

荻原謙一議員。

○2番（荻原謙一君） 議席番号2番、荻原謙一です。2件の議案に対する質疑をいたします。

1件目です。平成30年度一般会計補正予算案（第4号）、ページ19ページ、款4 衛生費、項2 清掃費、目1 塵芥処理費、一般廃棄物集積所用ハウス7万7,000円は、どこに設置するものか、また新規に設置するものか、新規設置するに当たり、設置基準はあるのか。

2件目、同じページ19ページ、款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費、経営体育成支援事業費補助金273万6,000円の事業内容は。

以上2件、担当課長にお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） では、産業経済課からは、経営体育成支援事業費補助金

について説明いたします。

この事業は、農林水産省所管の経営体育成支援事業実施要綱に基づき、県及び市町村が制定する経営体育成支援事業費補助金交付要綱で定める融資主体型補助事業として実施するものでございます。

具体的には、認定農業者や認定新規就農者などの地域農業の担い手が融資を活用して農業用機械・施設を導入する際に、事業費から融資額を差し引いた融資残金について補助金を交付することにより、主体的な経営発展を支援するものでございます。

補助率は、事業費の10分の3以内、補助金の上限額が300万円、経営面積の拡大や売上高の拡大などの目標を設定し、3年後に設定した目標を達成するよう取り組んでいただくものでございます。あくまでも融資主体型でありますので、金融機関から融資を受けることが前提となっております。

本年度当初、伍賀地区の認定農業者1名から、この事業の要望をいただきましたが、当初では採択に至りませんでした。8月に佐久地域振興局農政課から配分された、県内で配分された本事業に係る予算が余剰が生じたということで、御代田町の要望案件を二次採択するという旨の通達がございました。

これによって、トラクター1台、自走マルチャー1台、総事業費984万9,000円、融資額が711万3,000円、自己資金が999円ということで、補助額273万6,000円による高性能農業機械を導入するとしました。10月29日付で計画承認、補助金の内示を受けて、この定例会で歳入歳出補正予算として、それぞれ同額の273万6,000円を上程させていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

○町民課長（内堀淳志君） それでは、一般廃棄物集積所用ハウスの件でお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、豊昇区の常盤台に新規に設置する1台分でございます。常住軒数につきましては、常盤台、少ないんですけれども、区の収集場所まで1kmほど離れているという状況もありまして、区長さんのほうから要望もあり、また数年前からネットを利用して収集しておりました。ですが、ネットでは野生動物等に

荒らされることがありましたので、今回、小型の集積所を1基設置するものでございます。

また、設置に関する基準でございますが、御代田町廃棄物減量及び適正処理等に関する条例第20条で定められておりまして、第1項では、町民は自分の居住周辺のごみ集積所がなく、ごみの収集運搬を希望するときは、所属区長にその旨を申し出るものとする。区長は、その申し出を検討し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、町長に申請するものとする。第2項では、ごみ集積所の設置基準は、近傍のごみ集積所までの距離が200m以上で、世帯数が30世帯以上を原則とするとなっております。

ただし、原則ということですので、区長からの申し出もありましたので、区長等と各区の事情をよくお聞きして検討した中で、今回は設置するということになりました。また、集積時の安全面も考えまして、収集業者等の意見も聞いた中での設置というふうになっております。

今回、ハウスのおおむねの大きさですけれども、高さが1m60cm、横の幅が1m80cm、奥行きが85cmという形で設置する予定でございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 以上で終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか質疑ございますか。

市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 2点お聞きいたします。

ページ17ページ、議案書、お願いします。すみません、3点ほどですね。

款3民生費、項2児童福祉費の説明欄のほうでお願いしたいと思いますが、保育対策等促進事業補助金51万が計上されています。それと、その下にあります認定こども園振興経費97万6,000円というのが、当初予算計上されている中で増額と、2つとも増額ということなんですけれども、この内容について、増額の理由についてお願いいたします。

その下の18ページでありますけれども、先ほど企財課長からの増額の説明もありましたが、款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費の新エネルギー導入補助金が200万ほど増額となっているわけなんですけれども、この増額の理由です。ま

た、今年度の申請状況と、どういうものが傾向的に申請が多いのか、その辺もお願いしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

○町民課長（内堀淳志君） それでは、まず17ページの保育対策等促進事業補助金につきまして御説明いたします。

51万円の増額をお願いしているところですが、この補助金につきましては、前年度と今年度当初の在籍の乳児、つまりゼロ歳児の在籍の数が、差が6名以上の場合の民間保育所を対象としました補助金でありまして、今年度、保育所つくしんぼにおきまして、29年度末7名だった乳児が今年度当初1名ということで、在籍乳児の差が6名になりましたので、このため補助金の当初予算では見込めませんでしたので、今回の補正で補助金の増額をお願いするものでございます。

また、その下、18ページにつきましては、認定こども園の施設型給付費の97万6,000円の増額についてですが、こちらにつきましては、途中入園等の園児に対する給付費で、5歳児1名、3歳児1名、2歳児1名の園児3名分の給付費でございます。増加するについてお願いするものでございます。

その次の3点目の新エネルギー導入奨励金につきまして、200万円の増額についてですが、申請状況から御説明いたしますと、11月末現在で太陽光発電が23件、太陽熱でお湯を温めるほうですが、1件、電気自動車1件となっております。その結果、当初お願いしました予算がなくなっている状況でございます。その後、現在も申請等の問い合わせがある状況でございます。そのことから、200万円をお願いするものでございます。

前2年間の申請状況を見ますと、11月までで9件ほど、あと12月以降で20件というような形でバランスが悪い状況なんですけれども、今年度は今御説明したとおり、今年度の前半で大分申請が来ているんですけれども、以前までの状況を勘案しまして、今回、200万円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかがございますか。

池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） 18ページの款4衛生費のところでお尋ねします。

地球温暖化防止経費として200万の支出予定をしておりますけれども、これは
どういった事業に何件ぐらい出されるものなのか、お聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

○町民課長（内堀淳志君） お答えさせていただきます。

先ほど市村議員から質問がありました地球温暖化防止経費、新エネルギー奨励費
200万円の増減でございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） それについて、どういう事業というか、どこへどれだけのあれ
が出ているのかということは説明ありましたか。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

○町民課長（内堀淳志君） それでは、改めてもう一度、御説明をさせていただきたいと
思います。

こちらにつきましては、太陽光発電、こちらにつきましては23件、太陽熱につ
きまして1件、電気自動車につきまして1件の計25件の申請となっております。こ
の200万円につきましては、補助金の上限が10万円でございますので、今後、
20件を想定しているものでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） 聞き落としていました。すみません。

○議長（小井土哲雄君） ほか質疑ございますか。

井田議員。

○6番（井田理恵君） 補正予算書13ページ、款2総務費、目1、説明欄の13010、
旧役場庁舎解体工事設計委託料1,000万円の積算根拠をお願いいたします。

もう一点、また庁舎内で再利用できるものは、無駄なく再利用していただきたい
と希望しますが、どのような予定となりますか、お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

初めに、積算根拠でございますが、その前に、来年度に旧役場庁舎と旧保育園、
今はシルバー人材センターの事務所として使っているところでございますが、こち

らなどの建物を解体しまして、職員駐車場としての整備を予定しております。当初はこの実施設計につきましても、来年度になってから委託するように計画をしておりましたけれども、新庁舎への引っ越し作業などを順調に終えることができたことによりまして、来年10月に予定されている消費税の増税前に解体工事を完了できる可能性が生じてきたものですから、実施設計の委託を今年度に前倒して行いたいということで、このたびの補正予算をお願いしているものでございます。

1,000万円の積算根拠につきましては、今から十三、四年前になりますが、平成16年度から17年度にかけて、当時の福祉センターを解体して町営駐車場を整備した際には、決算額で実施設計委託料が205万7,000円、解体工事費が3,969万円、駐車場の整備工事費が3,441万9,000円、工事費を合わせますと、7,410万9,000円の工事費がかかっておりました。

今回は経費削減のため、解体後の敷地の地形はそのままとして、余り大きく動かさずに、そのままとして、舗装もしないということを考えております。そうしましても、産業廃棄物の処分費用や、十三、四年前と比べますと、諸物価、上昇しておりますので、こちらを加味すると、1億円程度の工事費を要すると試算しています。その1億円の10%ということで、1,000万円を設計委託料として見込みまして、財源につきましては、役場庁舎整備基金を充てたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

もう一点目の、旧役場庁舎、旧保健福祉課・人権啓発センターと、あと旧保健センターとも、机や椅子、棚、キャビネット類、エアコンなどにつきましては、新庁舎と、あとエコールみよた、海洋センター、中学校、消防署、公民館などで既に活用をしております。現在は空き施設となりました、後利用の要望がありますシルバー人材センターとか、はつらつサポーター、あと利根川水系砂防事務所浅間山出張所などで、再利用の予定のある物品が主に残されている状況となっております。

その他の不用品につきましては、来年度の解体工事費の中にその項目を加えて、産業廃棄物として適正に処分していくという予定になっております。ほとんど残っていないというような状況でございます。

ただ、町民課環境衛生係ともちょっと話をしたんですけれど、鉄くず等で処分できるものについては、もう一度、もう一度といいますか、福田屋さんとかにも中を見ていただいて、引き取っていただければ、kg当たり幾らというようなものの収入

にはなってくるかなと考えておりますし、あと保健センターや保健福祉課の事務所については、リサイクルセンターにもちょっと中を見てもらっているような状況もありまして、有償あるいは無償でいいから、処分料必要なく引き取っていただけるというものは引き取ってもらったりしていますので、そういった方法もとりながら、なるべく経費を抑えるような、収入にもつながるような方法で処分していきたいと思っておりますが、最終的には産廃として解体したコンクリートくずですとか、そういったものと一緒に処分していくというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに質疑ございますか。

古越 弘議員。

○10番（古越 弘君） 10番、古越です。

駐車場の関係ですが、現在、駐車場は不足しているのか、あるいは足りているのか。また、駐車場だけという限定をして次を処理するのではなくて、ほかの目的にも使える形にしといたほうがいいような気がするんですが、どんなもんですかね。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 現在は過不足ございません。ちょうどよくというような状況でありますけれど、庁舎を解体した敷地の跡も、当面は職員駐車場として利用していきたいというふうに考えております。その後のいろんな利用状況もあるとおっしゃるとおりなので、特別な駐車場のための、3段ぐらいに現状段差ができていく状況になるんですけど、それをあえてお金をかけて造成したりとか、あと舗装してしまうというようなことは避けて、ほかの利用にも耐え得るような状況で使っていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いたします。

○10番（古越 弘君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 16 議案第 86 号 平成 30 年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 16 議案第 86 号 平成 30 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書 32 ページをお願いいたします。

議案第 86 号 平成 30 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

平成 30 年 12 月 7 日 提出

御代田町長

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 30 年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 55 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 5,809 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款 4 県支出金、項 1 県補助金でございますが、補正額としまして、退職被保険者高額療養費の伸びに伴いまして、55 万 5,000 円の増額でございます。

続きまして、3 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 2 保険給付費、項 2 高額療養費でございますが、補正額としまして、退職被保険者高額療養費の伸びに伴いまして、55 万 5,000 円の増額でございます。月 38 万円で試算しております。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第17 議案第87号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別

会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第17 議案第87号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書33ページをお願いいたします。

議案第87号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

平成30年12月7日 提出

御代田町長

予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ205万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,758万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金でございますが、補正額は、介護サービス費の伸びに伴いまして、67万6,000円の増額でございます。

項2 国庫補助金でございますが、平成30年度介護保険制度改正に伴うシステム改修補助金、総合事業費の伸びに伴いまして、70万2,000円の増額でございます。

款5、項1、支払い基金交付金でございますが、介護サービス費、総合事業費の伸びに伴いまして、120万3,000円の増額でございます。

款6 県支出金、項1 県負担金は、介護サービス費の伸びに伴いまして、42万2,000円の増額でございます。

項2 県補助金は、総合事業費の伸びに伴いまして、13万5,000円の増額でございます。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金でございますが、介護サービス費、総合事業費は伸びですが、一方、一般経費等の減によりまして63万1,000円の減額でございます。

歳入合計でございますが、補正額としまして250万7,000円の増額でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、項1 総務費でございますが、補正額は佐久広域連合介護認定審査会負担金の減によりまして、70万2,000円の増額でございます。

款2、項1 保険給付費でございますが、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の伸びに伴いまして、338万1,000円の増額でございます。

款3 地域支援事業費、項1 包括的支援事業・任意事業費でございますが、介護予防ケアマネジメントの増加によりまして、臨時職員賃金の増に伴いまして、73万9,000円の増額でございます。

項2 介護予防・生活支援サービス事業費は、108万円の増額で、通所型サービスの現行相当のサービスと、サービスAの増額によるものでございます。

款5、項1 諸支出金は、所得更正に伴う介護保険料の変更による2名分の還付で、10万円の増額でございます。

款 6、項 1 予備費でございますが、209 万 1,000 円の減額で、予備費での調整でございます。

歳出合計ですが、補正額 250 万 7,000 円の増額でございます。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

井田議員。

○6 番（井田理恵君） 6 番、井田理恵です。確認を 1 点お願いします。

介護保険特別会計補正予算書の 8 ページ、款 2 保険給付費について、目 4、目 5、合計で 338 万円ほど増となっておりますけれども、高額介護サービスなどの増と、それから特定入所者介護サービス等費でございますけれども、どのようなサービス内容が増となっているのか、その傾向、もしくは、また利用者の実数が増えているのか、そこだけ確認お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、お答えいたします。

高額介護サービス費につきましては、介護サービスを利用する場合、所得によって 1 割から 3 割を利用者に御負担していただいております。一月の合計額が高額になった場合に、利用者の負担を軽減する目的で自己負担限度額を超えた差額分を後から給付するものでございます。

ちなみに、同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担額を合算しています。

自己負担限度額は、世帯の所得状況に応じて設定されておまして、例えば町民税課税世帯であれば、一月当たり世帯限度額は 4 万 4,400 円で、世帯全員が非課税世帯であれば、世帯限度額が 2 万 4,600 円となっております。

特定入所者介護サービス費につきましては、施設サービスを利用した際に、利用者に御負担いただく住居費、食費に関して、所得の低い方に対しまして、所得に応じて自己負担限度額が設けられておまして、これを超えた分を給付するものでございます。

例えば、食費ですと、通常 1 食当たり 1,380 円を御負担していただくところ

を、その世帯の所得状況に応じまして300円、390円、650円の限度額が設けられております。老人保健施設等への入所者の増加に伴いまして、こちらの高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費がともに増加傾向となっている状況でございます。

以上でございます。

- 議長（小井土哲雄君） 井田議員。
- 6番（井田理恵君） 確認しました。終わります。
- 議長（小井土哲雄君） ほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第18 議案第88号 平成30年度御代田町後期高齢者医療特別
会計補正予算案（第2号）について―――

- 議長（小井土哲雄君） 日程第18 議案第88号 平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

- 保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書34ページをお願いいたします。

議案第88号 平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成30年12月7日 提出

御代田町長

予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ864万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億5,040万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款1項1 後期高齢者医療保険料でございます。補正額は本算定によりまして693万5,000円の増額でございます。

款3 繰入金項1 一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定負担金確定に伴いまして153万6,000円の増額でございます。

款4項1 繰越金でございますが、前年度繰越金の確定に伴いまして2,000円の減額でございます。

款5 諸収入項2 償還金及び還付加算金でございますが、保険料還付金確定に伴いまして17万9,000円の増額でございます。

歳入合計ですが、補正額864万8,000円の増額でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。款2項1 後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、補正額は本算定によりまして846万8,000円の増額でございます。

款4 諸支出金項1 償還金及び還付加算金でございますが、所得更正に伴う保険料の変更によりまして18万円の増額でございます。

歳出合計ですが、補正額864万8,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第19 議案第89号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別

会計補正予算案（第3号）―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第19 議案第89号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) まず初めに、公共下水道特別会計補正予算について一部訂正がございますので訂正をお願いいたします。

補正予算書1ページをお開きください。

4行目でございます。「第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ535万6,000円を増加し」となっております、この「増加し」部分につきまして「追加し」に、追加という形で訂正をお願いいたします。おわび申し上げます。

それでは、議案書35ページにお戻りいただきお願いいたします。

議案第89号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第3号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

平成30年12月7日 提出

御代田町長

次の補正予算書1ページをご覧ください。

平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ535万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億6,015万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款4繰入金項1他会計繰入金、補正額184万4,000円の減額でございます。こちらは一般会計からの繰り入れでございます。

款7町債、補正額720万円の増額でございます。こちらは下水道整備の増工に

伴いまして、公共下水道整備事業債並びに資本費平準化債の増額によるものでございます。

したがって、歳入合計は補正額 5 3 5 万 6 , 0 0 0 円となり、総額 8 億 6 , 0 1 5 万 4 , 0 0 0 円でございます。

次の 3 ページをご覧ください。

歳出でございます。款 1 土木費項 1 都市計画費、補正額 5 3 5 万 6 , 0 0 0 円の増額でございます。こちらは主なものといたしまして、道路改良事業による下水道整備の延長の増工によるものでございます。

款 2 公債費、こちらにつきましては増減の変更はございません。

したがって、歳出の合計は補正額 5 3 5 万 6 , 0 0 0 円となり、総額 8 億 6 , 0 1 5 万 4 , 0 0 0 円でございます。

次の 4 ページをご覧ください。

第 2 表 地方債補正を変更いたします。

地方債の目的は公共下水道事業でございます。補正前の限度額を 9 , 4 0 0 万円から 6 4 0 万円増額いたしまして、補正後の限度額を 9 , 6 6 0 万円とするものでございます。

続きまして、資本費平準化債でございます。補正前の限度額を 1 億 3 , 7 0 0 万円から 1 0 0 万円増額いたしまして、補正後の限度額を 1 億 3 , 8 0 0 万円とするものです。

したがって、補正前の限度額の合計は 2 億 2 , 7 4 0 万円から 7 2 0 万円増額いたしまして、補正後の限度額の合計は 2 億 3 , 4 0 0 万円となり、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議案となっております、議案第 7 9 号から議案第 8 9 号までについては会議規則第 3 9 条の規定により、お手元に配付してあります議案付託

表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

――日程第20 陳情第6号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情――

――日程第21 陳情第7号 最低制限価格の設定に関する陳情――

――日程第22 陳情第8号 米軍基地負担に関する陳情――

――日程第23 陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働

の改善を求める陳情――

○議長(小井土哲雄君) 日程第20 陳情第6号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情、日程第21 陳情第7号 最低制限価格の設定に関する陳情、日程第22 陳情第8号 米軍基地負担に関する陳情、日程第23 陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情については、今定例会に提出され受理しました。

お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第95条の規定により所管の常任委員会に付託しますので審議願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 0時08分